

## 鳥取県転職なき移住等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県転職なき移住等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の人口減少に歯止めをかけるため、鳥取県への転職なき移住等を行う者を支援し、もって本県への定着促進につなげることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、同表の第2欄に掲げる補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助対象事業に伴う寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

5 補助対象事業は別表の第6欄に掲げるすべての要件に該当するものであること。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請時期は、原則として、移住後1年以内に申請を行わなければならない。なお、申請時に本県より転出した者は申請することができない。

2 規則第5条の申請書は様式第1号によるものとし、同条第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条の申請書は様式第2号によるものとし、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(報告)

第8条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は人口戦略推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表(第3条関係)

1 補助対象事業	県が、企業と連携し「転職なき移住」を行った者の移住にかかる経費支援
2 補助対象経費	<p>(1)引っ越し支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引っ越しに係る経費(引越し代、住居契約等)</li> <li>・移住に伴い必要な動産の購入に係る経費(日常生活を始めるに当たって最低限必要な動産に限る)</li> </ul> <p>(2)家賃・テレワーク支援</p> <p>ア 県内居住地に係る家賃</p> <p>イ 本県でテレワークにより勤務する(原則として、所属先企業に恒常的に通勤しない)場合の次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信費(回線使用料)(最大12月分)</li> <li>・通信環境整備に係る経費</li> <li>・シェアオフィス、家賃(業務用部分)等使用料(最大12月分)</li> <li>・所属先企業への出張交通費(所属先企業より支給される場合を除く)</li> </ul>
3 補助対象者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす個人</p> <p>(1) 県と企業等とが連携して取組む事業により転職を伴わない移住を行った者であること(企業都合による一般的な転勤の場合を除く)</p> <p>(2) 三大都市圏を居住地としていた者であること</p> <p>(3) 移住後概ね1年以上の定住が見込まれる者であること</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと</p>
4 補助率	1/2
5 補助上限額	<p>(1)引っ越し支援 150千円</p> <p>(2)家賃・テレワーク支援 150千円(家賃の場合は月27千円を上限とする)</p>
6 補助要件	<p>実施する事業は次に掲げる全ての要件を満たすこと</p> <p>(1)補助対象経費について、国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること</p> <p>(2)本補助金の交付申請は各申請者につき1回限りであること(ただし、補助対象経費のうち「家賃・テレワーク支援」については毎年度の申請を可能とする)</p> <p>(3)補助対象経費のうち「引っ越し支援」については、県内に住民登録後、1年以内に申請を行うこと</p> <p>(4)移住後、鳥取県の暮らしや魅力等に関する情報発信を行うこと</p>

鳥取県転職なき移住等支援補助金交付申請書

鳥取県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電 話

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、鳥取県転職なき移住等支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 申請の内容

申請者	氏 名	
要件	所属企業名	企業名： 企業所在地：
	移住形態	<input type="checkbox"/> 転職なき移住 <input type="checkbox"/> 兼業・副業 ( 兼業先： 兼業先住所： ) (いずれかにチェックをしてください)
	移住前居住地 (市町村名)	
	移 住 日	
申請する移住対象経費	(1) 引っ越し支援 (2) <u>家賃・テレワーク</u> 支援 ※該当するものに○をしてください	
要件適合性	鳥取県転職なき移住等支援事業補助金別表第6欄に規定する補助対象者及び補助要件への適合性  <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (いずれかにチェックをしてください。)	

3 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 補助対象経費の金額の根拠が確認できる資料（見積書、金額がわかるホームページ等）

鳥取県転職なき移住等支援補助金実績報告書

2 申請の内容

申請者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
移住状況	所属企業名	企業名： 企業所在地：	
	移住形態	<input type="checkbox"/> 転職なき移住 <input type="checkbox"/> 兼業・副業 ( 兼業先： 兼業先住所： ) (いずれかにチェックをしてください)	
	移住前居住地 (市町村名)		
	移 住 日		
申請する移住対象経費		(1) 引っ越し支援 (2) <u>家賃</u> ・テレワーク支援 ※該当するものに○をしてください	
県の他の補助金・交付金の活用		<input type="checkbox"/> 活用しません。	
消費税の取り扱い		<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者	
収支予算 (決算) (収入の部)	費目	金額 (円)	内容等
	県補助金		鳥取県転職なき移住等支援補助金
	合計		
収支予算 (決算) (支出の部)	引越に係る経費・動 産購入費		
	<u>家賃</u>		
	通信費 (回線使用 料)・通信環境整備 に係る経費		
	シェアオフィス等 使用料		
	所属先企業への出 張交通費		
合計			

添付書類

住民票の写し

補助対象経費の金額の根拠が確認できる資料 (見積書、金額がわかるホームページ等)

様

職 氏 名



年度鳥取県転職なき移住等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県転職なき移住等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 円とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県転職なき移住等支援事業補助金交付要綱（令和4年5月12日付第202200005684号鳥取県交流人口拡大本部長通知）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
申請者 氏名

年度鳥取県転職なき移住等支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県転職なき移住等支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、第12条第4項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額  
金 , 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 , 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 , 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 , 円
- 5 添付資料
  - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区	分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通対応分	非課税仕入れ	合計
			対応分	対応分			
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合      %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

鳥取県知事 様

申請者 住所  
氏名

年度鳥取県転職なき移住等支援事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定にかかる転職なき移住等支援補助金の 年度の進捗状況  
について鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
交付決定	算定基準額	交付決定額
〇〇月までの実績	円	円
〇〇年度における実績	円	円

添付書類

- (1) 補助対象経費の金額の根拠が確認できる資料（領収書、金額がわかるホームページ等）